

最高裁秘書第757号

平成31年2月18日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

補充理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された補充理由説明書の写しを送付します。

記

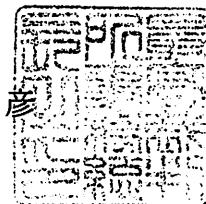
諮問番号 平成30年度（最情） 諒問第21号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成31年2月13日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



補充理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問番号

平成30年度（最情）諒問第21号

2 理由

原判断において行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号に規定する不開示情報に相当するとして不開示とした部分のうち、「団体名等」欄記載の団体名については、他の記載とあいまって「代表者氏名」欄記載の個人名の特定につながるものであることから、個人識別情報に相当すると考えたものである。しかし、改めて検討した結果、団体名のうち私立学校名については、明らかに一定規模以上の構成員が存在し、「代表者氏名」欄記載の個人名との関連性もあまり強くないものと考えられることから、これを公にしても「代表者氏名」欄記載の個人名の特定には至らないと考えるに至った。これにより、新たに開示することとなる団体名は、別紙のとおりである。

原判断において法第5条第1号に規定する不開示情報に相当するとして不開示とした部分のうち、その余の部分は、「代表者氏名」欄記載の個人が自署した氏名及び職員の印影であり、いずれも個人識別情報に相当する。

したがって、原判断において法第5条第1号に規定する不開示情報に相当する

として不開示とした部分のうち、私立学校名（別紙記載のもの）については、個人識別情報に当たらず、開示することが相当であるが、その余の部分については、同号に規定する不開示情報に当たり、不開示とすべきものである。

(別紙)

1. 見学者名簿(来庁日が1月10日、来庁時刻が9時6分で始まるもの)

開示することとする「団体名等」欄	
1	2枚目上から6段目
2	6枚目上から1段目
3	10枚目下から2段目
4	10枚目下から1段目
5	16枚目上から1段目
6	16枚目上から2段目
7	16枚目上から3段目
8	16枚目上から10段目
9	16枚目下から5段目
10	20枚目下から5段目
11	26枚目上から6段目
12	26枚目上から7段目
13	26枚目下から1段目
14	27枚目下から3段目
15	27枚目下から2段目
16	28枚目上から8段目
17	28枚目上から9段目
18	28枚目下から4段目
19	28枚目下から2段目
20	29枚目上から5段目
21	31枚目上から8段目
22	32枚目下から2段目
23	37枚目上から5段目
24	40枚目上から1段目
25	42枚目上から8段目
26	46枚目下から3段目
27	47枚目下から2段目
28	49枚目下から1段目
29	52枚目下から4段目
30	53枚目上から1段目
31	53枚目上から6段目
32	54枚目下から7段目
33	56枚目上から2段目
34	56枚目上から3段目
35	56枚目下から1段目
36	57枚目下から2段目
37	59枚目下から5段目

38	61枚目上から5段目
39	61枚目下から7段目
40	61枚目下から4段目
41	63枚目上から5段目
42	63枚目上から6段目
43	63枚目下から6段目
44	63枚目下から5段目
45	64枚目下から6段目
46	64枚目下から5段目
47	65枚目上から2段目
48	65枚目上から7段目
49	65枚目上から9段目
50	65枚目下から2段目
51	66枚目上から2段目
52	66枚目上から4段目
53	67枚目上から5段目
54	67枚目上から6段目
55	69枚目下から6段目
56	69枚目下から4段目
57	70枚目上から7段目
58	73枚目上から4段目
59	74枚目上から6段目
60	74枚目下から3段目
61	77枚目下から7段目
62	79枚目上から5段目

2 見学者名簿(来庁日が1月10日、来庁時刻が14時45分で始まるもの)

開示することとする「団体名等」欄	
1	1枚目上から4段目
2	1枚目上から5段目
3	1枚目上から6段目
4	1枚目上から7段目
5	1枚目上から8段目
6	1枚目上から9段目
7	1枚目上から10段目
8	1枚目上から11段目
9	1枚目上から12段目
10	2枚目上から9段目
11	3枚目上から2段目
12	3枚目上から7段目
13	3枚目下から7段目

- | | |
|----|-----------|
| 14 | 3枚目下から6段目 |
| 15 | 5枚目上から7段目 |
| 16 | 5枚目上から8段目 |
| 17 | 6枚目上から5段目 |